

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT・ベンダ分科会（合同開催）」
第 11 回議事概要

【日時】：令和 7 年 12 月 17 日（水）15:30～17:00

【場所】：オンライン会議（Zoom）

【出席者（敬称略）】：

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

小矢島 恵子	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長
篠崎 友哉	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険年金課高齢者医療係 主査
澤村 章子	宇土市市民環境部市民保険課 課長補佐
田代 貴史	宇土市市民環境部市民保険課国保年金係 参事
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主査

松本 誠也	株式会社 RKKCS 第 2 システム本部国保グループ グループ長
石井 貞行	株式会社 TKC 福祉情報システム第三技術部 課長
佐藤 悠貴	株式会社日立システムズ 技師（代理）
末武 純	Gcom ホールディングス株式会社 第 1 製品開発部住記 1 課 課長
玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部 社会保障サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
矢野 混介	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付デジタル事務官
加藤 秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
岩津 花	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
山本 喜一	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 開会の挨拶
2. 全国意見照会結果を受けた標準仕様書 1.4 版（案）検討状況報告
3. 質疑応答
4. 今後の予定及び依頼事項について

【決定事項】

次のとおり市区町村 WT・ベンダ分科会（合同開催）として取りまとめたので、検討会に諮ることとされた
い。

1. マル公納付書の納入済通知書について、「金額」の項目の帳票詳細要件に以下 2 つの文言を
追記する。
 - 「※延滞金等が発生している場合は、“期別保険料額-期別収納額”以外の額を含
めることも可能」
 - 「その際、あわせて、項目名を「納付合計額」等に修正することも可能」

【宿題事項】

1. 帳票詳細要件に追記する文言のみ、通番を変更しないように別の行に切り出して、オプションとし
て規定できないかを検討する。（事務局）
2. 帳票詳細要件に追記する事項のうち、②の記載を「その際、あわせて、項目名を「納付合計額」
等に修正することも可能」と修正する。（事務局）

【意見交換(概要)】

（全国意見照会結果を受けた標準仕様書 1.4 版（案）検討状況報告）

- ・ 市区町村からの指摘による検討について（資料 2（p.10））
 - ・ 帳票レイアウトの項目名は修正せず、以下 2 つの文言を帳票詳細要件に追記することについ
て、ご意見を伺いたい。（事務局）
 - ① 「※延滞金等が発生している場合は、“期別保険料額-期別収納額”以外の額を含
めることも可能」
 - ② 「その際、あわせて、システム印字される項目名を「納付合計額」等に修正することも可
能」

⇒ 帳票詳細要件に①、②ともに追記するべきと考える。理由としては、原符と領収証書の
「金額」項目が延滞金を含まないのに対し、納入済通知書の「金額」項目が延滞金を
含むと、項目の意味合いに差異が生じると考えるためである。

「金額」項目に延滞金を含める場合は、カク公様式の納付書のように、合計の意味合い
を含めた項目名にすべきと思うため、項目名も修正できる記載にしたほうが良いと考え
る。（委員）

- ⇒ 前述の委員同様に、事務局が提示するとおり、帳票レイアウトは修正せず、帳票詳細要件に①、②ともに追記するべきと考える。理由についても前述の委員と同様である。
(委員)
 - ⇒ 前述の委員と同じ意見である。国保や介護の標準仕様書はどのような規定となっているのか。
(委員)
 - ⇒ 帳票レイアウトについては、国保は「合計」、税は「合計金額」と、業務間で項目名は異なるが、いずれも納入済通知書の金額欄において延滞金を含めるような表記となっている。帳票詳細要件については、後期のように詳細に規定はされていない。
(事務局)
 - ⇒ 自治体においては、制度ごとに組織が分かれている認識であるが、それぞれの組織で整理の仕方が違うことはあり得るか。
(座長)
 - ⇒ 座長のご認識のとおり、制度ごとに整理の仕方が違っていると認識している。他の委員の意見が無ければ、事務局が提示する案で良いと考えている。
(委員)
 - ⇒ 帳票レイアウトを修正しないことについて同意する。帳票詳細要件については、追記する事項だけ切り出して行を分け、オプションとして規定するような記載が良いかと考えている。
(委員)
 - ⇒ ご指摘の通り記載したほうが良いと考える一方、帳票詳細要件ではあまり無い書き方であるため、対応要否は検討したい。
(事務局)
 - ⇒ 追記する事項はオプションで規定するのは良いと考える。ただ、事務局の言う通り、要件の一部だけ切り出してオプションとして規定する記載は、機能・帳票要件ではあるが、帳票詳細要件ではあまり見ない認識である。
- また、仮に追記する事項のみを切り出してオプションとして規定する場合は、後続の通番に影響を与えないように、「2’」のような通番とする案もあるかと考える。
(委員)
- ⇒ 追記する事項のみオプションとして規定する意見について、賛同する。
(委員)
 - ⇒ **追記する事項だけ切り出して行を分け、オプションとして規定することが可能かを、事務局で検討する。全体の整合性を鑑みた上で不適と判断した場合は、行を分けずに追記することとする。**
(事務局)
- ②の記載について、帳票に印字する項目名をシステムで保持する必要があるのかを確認したい。
(委員)
 - ⇒ 項目名を変えたうえで帳票を作成し、その帳票をシステムとして保持する想定である。システムでの管理項目が増えることは考えていない。
(事務局)
 - ⇒ 帳票自体に変更後の項目名を印字した上で管理するということで理解した。その場合、②の記載のうち「システム印字される」という文言は誤りであると考えるため、削除していただきたい。
(委員)
 - ⇒ **承知した。②の記載は「その際、あわせて項目名を“納付合計金額”等に修正することも可能」と修正する。**
(事務局)

- ・ 事務局の説明では、後期標準仕様書 1.3 版の納付書の規定により、既に「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会」の規定に即しているとのことで、説明として現状でも十分充足していると考えている。ただ、もし可能であれば、後期標準仕様書が正しく規定されているのかについて、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会」に確認することを検討していただきたい。

(座長)

(今後の予定及び依頼事項について)

- ・ (今後のスケジュールの確認・連絡事項)
 - ・ 事前に送付した標準仕様書（案）に対して、ご意見がある場合は 12 月 24 日（水）までに事務局へ提出いただきたい。なお、帳票詳細要件に追記する事項のみ切り出して行を分けて規定することが可能かについては、第 11 回検討会までに対応する。第 11 回検討会は、1 月 22 日（木）13:30～15:00 に開催予定である。（事務局）